

## 富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において支援の対象事業所（以下「事業所」という。）とは、次のいずれかに該当するサービスを行う事業所であって、富山市が指定または開設許可した市内に住所を有する事業所とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護
- (2) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
- (3) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスである、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- (4) 法第8条第26項に規定する施設サービスである、介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護医療院サービス

(補助金の対象となる研修)

第3条 補助金の対象となる研修は、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第3条に基づき行われる介護福祉士実務者研修（以下「研修」という。）で、通信課程（一部、スクーリング研修含む）で実施されるものとする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、介護職員の確保・定着の推進と介護人材の資質の向上を図ることを目的に、予算の範囲内において、事業所に対して補助金を交付するものとする。

(補助の要件)

第5条 補助金の交付対象となるのは、次に掲げる全ての要件を満たしている介護職員（以下「職員」という。）及び事業所とする。

- (1) 職員が研修を修了していること。
- (2) 職員が研修申込時点において現に事業所に就労しており、補助金の交付申請時においても引き続き就労していること。
- (3) 職員が今後も継続して、市内の事業所に就労意欲があること。
- (4) 職員が将来、介護福祉士の資格取得に向けての向上心を持ち合わせていること。

と。

(5) 事業所の所在が富山市内にあること。

(6) 職員の研修修了年度と、補助金の申請年度が同一であること。

(7) 職員及び事業所ともに、同一年度中に他の類似する助成、貸付等の制度を利用していないこと。

(補助金の対象経費等)

第6条 補助金の対象となるのは、受講料、テキスト代、講習保険料等、受講修了までに必要不可欠な経費のうち事業所が負担した額とし、1申請あたりの助成金は10万円を上限とする。なお、補助対象とするのは、同一年度で1事業所あたり1名までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 事業所は、補助金の交付を受けようとする場合は、富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 規則第19条の規定により、規則第5条の規定による交付の決定及び規則第13条の規定による額の確定の手続きを併合するものとする。

2 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その結果を富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により事業所に通知するものとする。

3 交付決定した補助金は、前項の通知の日から1月以内に交付するものとする。

(補助金の取消し)

第9条 市長は、事業所からの申請が偽りその他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたと認めたときは、富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により事業所に通知し、補助金の交付の決定を取消することができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告等)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、事業者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 事業所は、前項に規定する報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(帳簿の備付け)

第12条 事業所は、本事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用関係)

- 2 研修は、平成31年4月1日以後の実施分から適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

法人名  
住 所  
代表者名

富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金の交付を受けたいので、富山市補助金等交付規則第4条第1項及び第19条の規定により、次のとおり申請します。

記

- |             |         |
|-------------|---------|
| 1 交付申請額     | 円       |
| 2 申請詳細事項    | 別紙1のとおり |
| 3 研修受講等証明書  | 別紙2のとおり |
| 4 補助金請求書    | 別紙3のとおり |
| 5 研修費用払込確認書 | 別紙4のとおり |
| 6 その他添付資料   | 研修受講終了証 |

## 申請詳細事項

## 【受講講座について】

講座名	介護福祉士実務者研修
研修実施団体名称	
研修実施団体所在地	
受講形態	通信課程（一部、スクリーニング研修含む）
研修申込日	年 月 日
研修受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修終了日	年 月 日

## 【研修受講者について】

(フリガナ) 氏 名	( )
住 所	
生年月日	年 月 日生 ( 歳)

## 【現在勤務している事業所について】

事業所名	
所在地	富山市
代表者名	
勤務実績	年 月 日 ～ 現事業所に勤務
勤続年数	年 か月

## 【その他確認事項】

## ≪研修受講者への確認事項≫

- 今後も、富山市内の介護事業所に就労意欲がある。
- 将来、介護福祉士の資格取得に向けての向上心がある。
- 他の類似する助成金、貸付金等を利用していない。

## 研修受講費用証明書

受講者住所	
受講者氏名	
受講にかかった費用 (①～⑤の合計金額)	円
受講料①	円
テキスト代②	円
講習保険料③	円
健康診断料④	円
その他受講修了までに 必要不可欠な経費 ⑤ (※)	円 [ 内容 ]

※研修受講に直接関連しない経費は含めないでください。

研修に要した費用については、上記のとおりであることを証明いたします。

研修実施団体所在地

研修実施団体名称

代表者氏名

(研修実施団体 記載用)

# 振込依頼書

年 月 日

(宛先) 富山市長

法人名  
住所  
代表者名

富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金については、  
下記の口座に振込願います。

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協 支店
預金種目	普通・当座・その他( )
口座番号	
フリガナ 口座名義	

※振込先は、法人口座名義としてください。

(申請事業所 記載用)

別紙4

研修受講費用払込確認書

【研修受講費用負担者について】

研修負担額	円
研修費用負担したことが分かる証書	研修実施団体が発行した「領収書の写し」を添付
受講費用負担の確認	うち、事業所負担 円 受講者負担 円

上記内容に相違ありません。

研修受講者 住所  
氏名

勤務する事業所の運営法人 法人名  
住所  
代表者名

(研修受講者・申請事業所 記載用)

様式第2号（第8条関係）

富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令介第 号  
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付で申請のありました富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項、第13条及び第19条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 交付決定額	金	円
2 確定額	金	円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）助成金を他の用途に使用したとき。
- （3）助成事業に関し助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （4）助成金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

（担当）福祉保健部介護保険課管理係  
（電話）443-2041

様式第3号（第9条関係）

富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金交付決定取消通知書

富山市指令介第 号  
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付で申請のありました富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金の交付決定につきましては、富山市介護福祉士実務者研修受講費用補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

- 1 取消理由
- 2 取消金額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日

（担当）福祉保健部介護保険課管理係  
（電話）443-2041